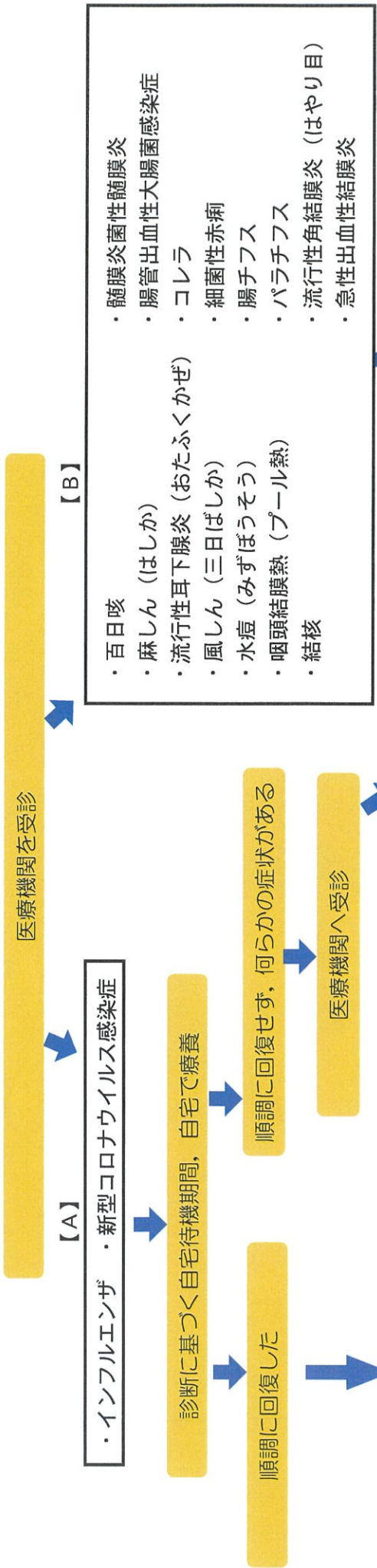


感染症に罹患した場合に御提出いただく証明書の分類

調布市立学校及び調布市内保育園・幼稚園（一部を除く）では、感染症に罹患した場合、感染拡大を防ぐため、医師の確認が得られた後に再登校・再登園をしていただくようお願いしています。感染症によって、御提出いただく証明書が異なりますので、下記フローにより御確認ください。



【A】登校・登園許可申請書

（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症用）

学校・幼稚園・保育園名 _____ クラス名 _____

児童・生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

下記のとおり、保護者として責任を持って申請し、登校・登園の許可を申請いたします。

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の感染防止については、発症日と出席停止期間、登園時各名保護者の対応（マスク着用、手洗いや消毒）に基づき、発症日から10日を経過するまで、または出席停止期間から10日を経過するまで、出席停止期間を満了し、発症日から10日を超えて、下記の出席停止期間を経過するまで、これは、出席停止期間を満了した場合は、出席を待機する期間となります。

申請に同意した場合は、出席を待機する期間が経過するまで、ただし、医師からの再発の検査などの指示がある場合はそれに従って下さい。

該当する箇所は○をつけてください。

発症	○	インフルエンザ	出席停止期間
		新型コロナウイルス感染症	発症後5日目経過し、かつ症状軽快後から10日を経過するまで
登園		登校	発症後5日目経過し、かつ症状軽快後から10日を経過するまで

発症日 令和__年__月__日 出席停止期間 令和__年__月__日まで

医療機関名 _____

【印鑑】

※新型コロナウイルス感染症については、発症日から10日経過まではマスク着用が推奨されています。

※申請に同意せず、出席停止期間を超過して再発した場合、出席停止期間を再提出し、再度提出してください。

再提出した場合は、本用紙ではなく、「【B】登校・登園許可証明書」を提出してください。

調布市立調布市立小学校、調布市立西小学校、令和5年10月改訂 保健部教育課

【B】登校・登園許可証明書

学校・幼稚園・保育園名 _____ クラス名 _____

児童・生徒氏名 _____

該当する箇所は○をつけてください。

※インフルエンザ

発症後5日目経過し、かつ症状軽快後から10日を経過するまで

※新型コロナウイルス感染症

発症後5日目経過し、かつ症状軽快後から10日を経過するまで

その他の病状が軽快するまで、または5日間の確定した検査結果が陽性に出るまで

よる治療が終了するまで

解熱した後も5日を経過するまで

2 流行性耳下腺炎

発症後5日目経過し、かつ症状軽快後から10日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで

3 風しん（三日ばしか）

発症後5日目経過し、かつ症状軽快後から10日を経過するまで

4 水痘（みずぼうそう）

すべての発疹が乾燥化するまで

5 咽頭結膜熱（プール熱）

発熱が軽快した後も2日を経過するまで

発熱		急性出血性結膜炎（はやり目）	
発熱		流行性角結膜炎	
発熱		急性出血性結膜炎	
発熱		急性出血性結膜炎（はやり目）	
発熱		急性出血性結膜炎	
発熱		急性出血性結膜炎	
発熱		急性出血性結膜炎	
発熱		急性出血性結膜炎	
発熱		急性出血性結膜炎	
発熱		急性出血性結膜炎	
発熱		急性出血性結膜炎	

発熱日 令和__年__月__日 許可日 令和__年__月__日

医療機関名 _____

【印鑑】

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、その診断時、医師に同意した場合は上記期間により出席停止期間が短縮されますが、感染のおそれがない、または少ないと認め、登校・登園が可能であることを証明します。

【A】登校・登園許可申請書と併用します。

調布市立調布市立小学校、調布市立西小学校、令和5年10月改訂 保健部教育課